

## 千葉市本庁舎公用車駐車場における電気自動車用充電器利用要領

### (目的)

第1条 この要領は、千葉市庁用自動車管理規程(昭和59年3月31日訓令(甲)第4号)第2条に定める庁用自動車(以下「公用車」という。)を適切に管理するため、同規程に定めるもののほか、本市が市役所本庁舎公用車駐車場に設置する電気自動車用充電器(以下「充電器」という。)の利用について、必要な事項を定めるものとする。

### (充電器)

第2条 充電器の種類及び内容は、次のとおりとする。

#### (1) 普通充電器

- ア 種類 充電ケーブル搭載タイプ及び壁付けコンセントタイプ
- イ 出力 3kW
- ウ 設置数 29基

#### (2) 急速充電器

- ア 種類 1口タイプ
- イ 出力 50kW
- ウ 設置数 1基

### (設置場所)

第3条 充電器の設置場所は、次のとおりとする。

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所本庁舎公用車駐車場

### (対象車両)

第4条 充電器を使用できる車両は、公用車のうち電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車で、走行に必要な電力を補充するため充電を行う場合に利用できる。ただし、普通充電器は、千葉市役所本庁舎公用車駐車場に駐車及び保管している車両に限る。

### (利用時間)

第5条 充電器の利用時間は、次のとおりとする。

#### (1) 普通充電器

24時間365日(閏年においては366日)とする。ただし、管財課長が必要と認めるときはこれを変更することができる。

#### (2) 急速充電器

原則、午前8時00分から午後6時00分までとし、次のいずれかに該当する場合に限り利用できる。なお、一回に利用できる時間は、最大30分とし連続での使用は不可とする。

- ア 即時公用車を運行する業務上必要なとき
- イ 普通充電器がメンテナンス等事由で利用できないとき
- ウ 災害等の緊急用務のため公用車へ充電が必要なとき

エ その他管財課長が必要と認めるとき

(3) 普通充電器及び急速充電器の利用を休止する日は、次のとおりとする。

ア 千葉市の休日を定める条例(平成元年千葉市条例第1号)第1条第1項に規定する市の休日(普通充電器の利用を除く。)

イ 自然災害等が発生、または発生が予期される日で本市が運用に支障があると判断した日

ウ 充電器又は付随する電気設備等のメンテナンスや故障等により運用が困難な日

エ その他管財課長が必要と認める日

(充電器の利用方法)

第6条 充電器の利用方法は、次のとおりとする。なお、利用手順については、別に定める。

(1) 普通充電器

利用者は、管財課が指定した駐車位置において、駐車及び充電を行う。

(2) 急速充電器

利用者は、所定の駐車位置において利用時間内で充電を終了し、充電後は必ず充電コネクタとケーブルを充電器の所定の場所に戻す。充電完了後は、速やかに他の駐車区画へ移動することとする。

(故障・異常時の対応)

第7条 異常発見時は、速やかに管財課へ連絡すること。なお、千葉市の機関の執務時間を定める規則第1条第1項に規定する時間外の場合においては、守衛室に連絡をすることとする。

(運用・管理)

第8条 充電器の運用・運営は、管財課長が行うものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、充電器の利用に関し必要な事項は、管財課が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年3月10日より施行する。